資料６

「よろず相談所」に関するアンケート（ニーズ調査）について

１　「よろず相談所」の実施範囲
□　神楽まち協の区域全体 □　４地区（神楽本町・神楽宮前・神楽岡・高野）の市民委員会ごとに モデル町内会等を指定する □　その他（　　）
２　アンケート調査の範囲
□　神楽まち協の区域全体 □　調査対象を１００人程度に絞り，４地区市民委員会の区域で分担する □　その他（　　）
３　アンケートの調査・回収方法
□　アンケート用紙を神楽まち協広報誌に折り込んで配付する 回答用紙は各町内会長宛てに送付願う □　別途，アンケート用紙を印刷する（※神楽まち協の資料扱い） 神楽まち協委員が個々に配付・回収する □　その他（　　）
４　アンケート調査の設問の検討・回収後のニーズ分析
□　神楽まち協委員の中から担当を決める（※４～５人） □　別途，実行委員会を組織する （※実行委員会の立ち上げを行う中心メンバーを決める） □　その他（　　）